Urban Innovation KOBE運営業務に係る委託契約書

神戸市（以下「甲」という。）と○○（以下「乙」という。）との間で、次の表の条項及び別紙委託契約約款の条項（次の表の第５項に定める条項を除く。）により委託契約を締結する。

１　委託業務に係る委託料（部分払、前金払又は概算払により支払うものは、その旨、その金額及び支払う時期）	（総額） ○○○円（うち消費税及び地方消費税相当額○○○円） 本契約締結後、年度毎に乙の請求に基づき速やかに支払う（年度毎の金額は下記内訳のとおり）。 ただし、業務着手に必要な場合には、事前に甲と協議の上、委託料の4割を限度に、乙の請求に基づき前金払いにより支払う。 （内訳） 令和８年度：○○○円（うち消費税及び地方消費税相当額○○○円） 令和９年度：○○○円（うち消費税及び地方消費税相当額○○○円） 令和10年度：○○○円（うち消費税及び地方消費税相当額○○○円）
精算を行う場合の方法	なし
２　契約保証金（第３条関係）	○○○円
３　委託業務の履行に係る期間又は期日（以下「委託期間等」という。）	契約締結日から令和 11 年３月 31 日まで
債務負担行為又は長期継続契約に該当する場合は、その旨	令和８～10年度：債務負担行為
４　甲が乙に対し委託業務の履行のために必要な機械器具等、設備等を提供する場合の有償又は免除の別 有償の場合の金額（第18条第３項、第５項関係）	なし
委託料からの控除又は納入通知書による納付の別、及び控除（納付）時期	なし
５　別紙委託契約約款のうち適用を除外する条項	第８条
６　別紙委託契約約款に付加する条項	（コンテンツ成果物、事業データ） 第43条　委託業務の履行により乙が新たに作成したコンテンツ（写真，映像，デザインデータ，文章，編集可能データ，コンテンツ素材その他これらに類する著作物。以下「コンテンツ成果物」という。）に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利を含む。），所有権その他一切の権利は乙に帰属する。 ２　委託業務の履行にあたり乙が収集・取得したデータ

	のうち，公募各回の応募者リスト，採択案件リストその他甲が事業運営上取得すべき事業データ（以下「事業データ」という。）の所有権及び当該データに係る一切の権利は，甲に帰属する。乙は，事業データを本契約に基づく業務遂行以外の目的で使用してはならず，契約終了時には甲の指示に従い速やかに返還または消去するものとする。 ３　乙は，甲及び甲が業務遂行上必要と認めた団体に対し，コンテンツ成果物を甲の業務遂行，広報活動その他本契約の目的の範囲内において利用することを許諾する。また，関連著作者・著作隣接権者からの同様の許諾を得ることを乙が保証するものとする。 ４　甲及び前項の団体は，前項の利用目的の範囲内において，コンテンツ成果物について必要な修正，編集，加工，媒体変換その他の改変を行うことができる。ただし，これらの改変又は編集であっても，コンテンツ成果物の本質的部分を損なうことが明らかな改変又は編集を行うことはできない。 ５　乙は，甲による事前の承諾なくして，コンテンツ成果物を本契約の目的外に利用し，又は第三者に提供し，若しくは利用させてはならない。この規定は，委託期間満了後又は本契約が終了した後においても同様とする。
７　担保期間（第13条）	引渡日から起算して12ヵ月

〔紙契約の場合〕

この契約の締結を証するため、この契約書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その１通を保有する。

〔電子契約の場合〕

この契約の締結を証するため、甲と乙は、本電子契約書ファイルを作成し、それぞれで電子署名を行う。なお、本契約においては電子データである本電子契約書ファイルを原本として扱うものとし、同ファイルを印刷した文書はその控えとする。

契約締結日：

神戸市中央区加納町６丁目５番１号

甲　神戸市

契約担当者　経済観光局長　　大畑　公平　　印

※電子契約の場合は「印」は削除する。

乙

印

※電子契約の場合は「印」は削除する。